

入学料・授業料免除等

よくある質問について(Q & A)

項 目	付番	質 問	回 答
前後期一括申請について	1	前後期一括申請とは何か。	これまで、授業料免除申請は前期・後期それぞれで申請が必要でした。 前後期一括申請は、前期の授業料免除等申請時に「前後期一括申請」を選択した場合、後期分の授業料についても免除等申請を受け付ける制度です。 この場合、原則として後期の時点での申請は不要です。
	2	前後期一括申請は誰でも可能か。	以下の方は、前後期一括申請はできません。 ○年度途中で卒業・修了予定の場合 ○年度途中（後期）から、初めて最短修業年限を超えて在学することとなる場合 ○年度内に休学・退学を予定している場合
	3	前期の時点で入学料のみ免除等の申請をする予定であるが、その場合、後期の授業料免除の申請は不要か。	前後期一括申請はあくまでも授業料について認められるものです。前期に4月入学料のみの免除申請しかしていない場合、後期授業料免除等は別途申請が必要です。
	4	前期の時点で授業料の収納猶予の申請をする予定であるが、その場合、後期の授業料免除の申請は不要か。	前後期一括申請の申請区分は前期・後期で同じものとなります。前期に収納猶予申請をした場合、後期も収納猶予で判定されます。 後期に申請区分を変更する場合は、後期に改めて申請をする必要があります。
	5	前後期一括申請をして、前期で全額免除（半額免除/不許可）になった場合、後期でも同様の結果になるか。	授業料免除の判定は、前期・後期それぞれ独立して実施されます。前後期一括申請をした場合であっても、前期・後期が同様の結果になるとは限りません。
	6	前期のみ申請と前後期一括申請では、提出する書類に違いはあるか。	前期分のみの授業料免除等申請と、前後期一括申請は、『免除等申請システム』を入力する際に選択する必要がありますが、提出する書類等に違いはありません。申請要項を確認の上、漏れがないように提出してください。
	7	前後期一括申請をするつもりだったが、誤って前期のみの授業料等免除申請を選択してしまった場合、どうしたらよいか。	『免除等申請システム』で申請を確定した場合、各自で変更することはできません。変更を希望する場合は、申請期間中に吹田学生センターまで申し出てください。申請期間経過後は変更の申し出はできません。
	8	4月に大阪大学修士課程から博士課程に進学する予定である。申請要項に「前後期一括申請ができない」ケースとして、「年度途中で卒業・修了予定の場合（進学等により在籍課程が変更となる場合も含む）」と記載されているが、この場合、一括申請はできないのか。	前後期一括申請ができない「年度途中で卒業・修了予定の場合（進学等により在籍課程が変更となる場合も含む）」というのは、あくまでも年度の途中、例えば9月に修了し、10月に進学をするようなケースを指します。 年度開始の4月に進学する場合には、前期後期一括申請は可能です。

項 目	付番	質 問	回 答
後期の変更申請について	9	免除等申請システム上にある在学生の申請の種類で、「変更申請をする」とあるが、これはどういうものか。	前期の免除等申請手続きの際に、「前後期一括申請」の手続きをされた方は、原則として後期分の授業料免除等について再度の申請は不要ですが、前期の申請時点（4月1日）から後期の申請時点（10月1日現在）の間に、所定の事由が新たに発生した場合には、申請内容の変更申請を行う必要があります。 その場合、システム上で「変更申請をする」を選択し、申請手続きを行ってください。 なお、前後期一括申請をしていない場合、又は申請をしたが取り下げた場合、書類不備等で申請が完了していないような場合には、変更申請はできません。後期分の授業料免除等について新規に申請が必要です。
	10	前後期一括申請をした場合でも、後期の時点で前期の申請内容から変更があった場合は、変更申請が必要とのことであるが、具体的にどういうことか。	前後期一括申請をした場合でも、後期申請（10月1日）時点で、前期申請時から申請内容（申請区分・家族状況・家計状況等）に変更が生じた場合は、再度申請を行う必要があります。 この場合の申請内容の変更とは、例えば以下のようなものが該当します。 詳細は申請要項にてご確認ください。 ○前期は家族と同居だったため「一般」で申請していたが、後期から一人暮らしとなり、「独立生計者」として申請したい（申請区分の変更） ○前期中にかねてから療養中の父が他界し、家族数に変更が生じた ○姉の就職が決まり、父の扶養から外れた ○父が退職した ○母が従来パート先を退職し、新しいパート先で勤務を始めた なお、収入額や年金額の変更等は申請内容の変更には該当しません。
	11	変更申請の場合、変更内容が軽微であっても申請書等を再度提出する必要はあるか。	変更申請をする場合でも、申請についてはWEBでの免除等申請システム登録及び書類の提出が必要になります。 また、変更申請の場合、一つの変更が審査上他の箇所にも影響を及ぼす可能性があるため、書類については変更箇所に係るものだけでなく、すべての書類を提出する必要があります。
	12	もし免除等申請システムで登録が途中までしかできなかった場合、またはシステムで「変更申請をする」の登録を完了したが、書類提出が間に合わなかった場合、後期の申請はどのような扱いになるか。	前期後期一括申請をした時の内容で後期分の審査が行われます。ただし、この場合、事情確認のために吹田学生センターから問い合わせの連絡をさせていただき、状況によっては申請書類の提出を求める場合もあります。